

夜間学校ニュース 印刷機の不調で 週1回発行になります。

12月になり、早手回しに来年の心配をすると・・・

知事も市長も替わったが、外国人登録法も変わる。その影響は・・・

予想もしなかった大きな票差で、新知事と新市長が誕生しました。さて、その影響はというと、にわかには予測が付きません。具体的に施策として見えてきて、反応するということにならざるを得ません。

個人的にいうと、平松さんと倉田さんに投票したので、残念ということですが、週刊誌の見出しで、親が暴力団とか被差別部落との関係とか、汚い攻撃が見受けられたので、橋下さんが負けると、差別攻撃に負けた事になるかな、それもイヤだなという感じがしていました。

その意味では、マアよかったか、という感じも・・・。さて、市長の交代は、選挙制度にありがちな変化で、そう目を向いてビックリするようなことではないともいえませんが、裏面に紹介している事は、関係する人にとつては大きな変化といえます。

夜間学校ニュースを読んでいる人の中に、外国人登録証を持っている人が、どれくらい居るか分かりませんが、来年7月からは、その外国人登録制度がなくなり、住民基本台帳への登録へと変わるといってお話です。

先に付け加えておけば、外国人登録証の制度がなくな

っても特別永住者としての在留資格がなくなるわけではありません。また、一定期間猶予期間があり、直ぐに外国人登録証が無効になるわけではありません。

外国人登録の切り替えを普通に行っている人は、その切り替え時期に、スムーズに新制度に移行できるので、切り替えをしていない人、登録証を紛失したままになっている人は、自分で手続きをする必要があります。

住民票と同じで、アパートを確保するか簡宿の宿泊証明で住所を確定し、その住所地の区役所で、再登録・再発行の手続きをします。あくまでも、元の登録地ではなく、新しく登録する住所地の区役所です。

再登録・再発行は、区役所から法務局へ問い合わせをかけてからの手続きになるので、早くて2ヶ月、元の登録地などがあやふやであれば、4ヶ月かかる事もあるようです。新しい体制での再登録・再発行の手続きがどうなるか、見えていません。来年7月までに済ませておく方が無難なようです。

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

～外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わります～

外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布されました。施行は入管法等改正法の施行の日（平成24年7月が予定されています）とされています。

日本の国籍を有しない者について適用を除外している現行の住民基本台帳法（以下「住基法」といいます。）が改正され、外国人住民についても住基法の適用対象に加えられることとなりました。

この結果、日本人と同様に、外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることとなります。

「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

新しい在留管理制度の構築に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されることとなりますが、現在特別永住者の方に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものとして重要な役割を果たしていることにかんがみ、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

記載事項の変更や再交付などの手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

なお、特別永住者の方も住民基本台帳制度の対象となります。

以上は、法務省のホームページからの紹介です。具体的手続としては、来年5月頃から、仮住民票を作成し、それを本人に送って内容を確認の上、来年7月から住民基本台帳に本登録するという事になるようです。「特別永住者証明書」は、来年7月以降切り替えの時（3年以内）に発行して貰う。

ただ心配なのは、これまで切り替えをしていない人や外国人登録証明書を紛失している人。仮住民票を受け取る事が出来ない状態（登録の住所で郵便物を受け取る事が出来ない状態）の人。制度が変わらないうちに、再登録や再交付の手続きをしておいた方が、無難なようです。「解放会館」は住民票と同様使えないので、簡宿の宿泊証明等で住所を確定して、手続きをする必要があります。